

京都市告示第 467 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく特定施設の設置の許可申請がありましたので、同条第 4 項の規定により、その概要を次の 1 のとおり告示します。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の 2 のとおり縦覧に供します。

平成 26 年 12 月 22 日

京都市長 門川 大作

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称：積水ハウス株式会社

住 所：大阪市北区大淀中一丁目 1 番 88 号

代表者氏名：代表取締役 阿部 俊則

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称：ザ・リッツ・カールトン京都

所 在 地：京都市中京区二条大橋上ル鉾田町 543 他

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる次の施設

66 号の 3 (イ) 旅館業の用に供するちゅう房施設 5 基

66 号の 3 (ハ) 旅館業の用に供する入浴施設 136 基

イ 能力

別表 1 のとおり

ウ 使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間

別表 1 のとおり

エ 使用の季節的変動

なし

オ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常  
の値及び最大の値並びに当該汚水等の 1 日当たりの通常  
の量及び最大の

量

当該特定施設からの汚水は、全て公共下水道に放流するため省略する。

(4) 排出水の汚染状態及び量

別表 2 のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成 26 年 12 月 22 日から平成 27 年 1 月 13 日まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 北庁舎 8 階

京都市環境政策局環境企画部環境指導課内

別表 1

| 施設番号       | 特定施設<br>号番号 | 能力      | 使用時間間隔     | 1 日当たり<br>の使用時間 |
|------------|-------------|---------|------------|-----------------|
| 厨房 - 1     | 66 の 3 (イ)  | 300 食/日 | 4:00~24:00 | 10 時間           |
| 厨房 - 2     | 66 の 3 (イ)  | 150 食/日 | 4:00~24:00 | 10 時間           |
| 厨房 - 3 ~ 5 | 66 の 3 (イ)  | 200 食/日 | 4:00~24:00 | 10 時間           |
| 1          | 66 の 3 (ハ)  | 5 人/回   | 4:00~22:00 | 18 時間           |
| 2          | 66 の 3 (ハ)  | 4 人/回   | 4:00~22:00 | 18 時間           |
| 3 ~ 136    | 66 の 3 (ハ)  | 2 人/回   | 0:00~24:00 | 2 時間            |

別表 2

| 項目<br>区分 | 排出水の汚染状態 |               |               |              |               |              | 排出水の量<br>(m <sup>3</sup> /日) |
|----------|----------|---------------|---------------|--------------|---------------|--------------|------------------------------|
|          | pH       | BOD<br>(mg/L) | COD<br>(mg/L) | SS<br>(mg/L) | 全窒素<br>(mg/L) | 全磷<br>(mg/L) |                              |
| 通常       | 6.8      | 0.5<br>未満     | 0.5<br>未満     | 1 未満         | 3.1           | 0.05<br>未満   | 1,000                        |
| 最大       | 6.8      | 0.5<br>未満     | 0.5<br>未満     | 1 未満         | 3.1           | 0.05<br>未満   | 1,260                        |

※ 排出水は、特定排出水以外の排出水（間接冷却水）のみである。

(環境政策局環境企画部環境指導課)